

みずほの家 日中一時支援事業 運営規程 【三田市】

1 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	みずほの家
代表者氏名	山中 信人
所在地	兵庫県篠山市北新町48-20
電話番号	079-554-3488
FAX番号	079-554-3489
事業所番号	2811400171
サービスを提供できる地域	三田市

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者		1名		兼務	1名	
介護従事者	介護福祉士	1名		専従	1名	
	ヘルパー2級	1名	1名	専従	2名	
	ヘルパー2級	1名	2名	兼務	3名	
	資格なし		2名	専従	2名	
	資格なし		1名	兼務	1名	

(3) サービスの提供時間帯

平日・土曜・日曜・祝日	午前7時～午後9時
休業日	12月30日～1月3日

2 サービスの内容

障害者短期入所施設の空きスペースを利用して、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的に、障がい者等の日中における活動の場を提供します。

3 利用料金

(1) 基本利用料

障害福祉サービスの適用がある場合は、原則として基本料金（料金表）の1割です。

	4時間以下	8時間以下	8時間超
障害者 区分6	2,690円	5,070円	7,440円
障害者 区分5	2,330円	4,350円	6,370円
障害者 区分4	1,980円	3,650円	5,320円
障害者 区分3	1,820円	3,310円	4,810円
障害者区分1・2	1,630円	2,940円	4,250円
障害児 区分3	2,330円	4,350円	6,370円
障害児 区分2	1,900円	3,480円	5,060円
障害児 区分3	1,630円	2,940円	4,250円

※利用時間に30分未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。

(各時間帯の1～29分間は算定不可)

(2) 食事の提供に係る費用、食材費として下記料金を申し受けます。
朝食／150円 昼食／300円 夕食／400円

(3) 送迎について（燃料代として）
予約制、三田市内 ⇄ みずほの家 片道500円（公費負担ありません）

(4) 入浴について
有料、400円（公費負担ありません）

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ①日中一時支援の支給決定を受けた方で、当事業所のサービス利用を希望される方は、当事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明し、契約書を交わします。
- ②日中一時支援の提供にあたっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ①利用者のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の14日前までにお申し出ください。
- ②利用者がサービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 契約の自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ①利用者が施設に入所した場合
- ②日中一時支援の支給期間が満了し、その後支給決定がない場合
- ③利用者が亡くなられた場合

5 サービス内容に関する苦情

当事業所の利用者相談・苦情窓口

担当者 山中 祥平

電話 079-554-3488 FAX 079-554-3489

受付日 全日

受付時間 24時間

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡をいたします。

主治医	病院名	小嶋医院		
	所在地	兵庫県篠山市北45-4		
	氏名	小嶋 敏誠	電話番号	079-590-2350

7 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所のサービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

8 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。